⑵　Classification of services to be Procured : 41, 42
⑶　Subject matter of the contract : Repair work of Kyoto Race Course (Grand Swan stand)
⑷　Time and period for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : From 1st September, 2014 to 1st October, 2014 between 10 : 00 a.m. and 3 : 00 p.m. (except for weekends, national holidays and 16th September, 2014)
⑸　Date and time for the submission of tenders : 6th November, 2014 at 11 : 30 a.m.
⑹　Contact details for tender documents : Facilities Contract Section, Facilities Dept., JRA Roppongi Office ; 6―11―1 Roppongi Minato-ku, Tokyo 106―8401 Japan TEL 03―3591―5251

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年９月１日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　太田　睦男
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中央自動車道　恵那山トンネル他２ＴＮ照明設備更新工事
⑶　工事場所　自）長野県下伊那郡阿智村
至）岐阜県中津川市神坂
⑷　工事内容　本工事は、中央自動車道 恵那山トンネル・網掛トンネル・神坂トンネルの照明設備の老朽化に伴い、照明設備の更新を行うものである。併せて、トンネル前後の明かり部道路照明については灯具の更新を行うものである。
⑸　工事概算数量
トンネル照明設備更新
恵那山トンネル（上り線）　8,649m
恵那山トンネル（下り線）　8,489m
網掛トンネル（上り線）　1,942m
網掛トンネル（下り線）　1,943m
神坂トンネル（上り線）　406m
明かり部道路照明設備灯具更新
阿智ＰＡ～神坂ＰＡ間（上下線）　約360灯
⑹　工期　契約締結の翌日から450日間
⑺　本工事は、申請時に入札説明書・設計図書及び仕様書等において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を求め、技術提案に基づく詳細設計と施工を一括して行う、設計・施工一括発注方式の試行工事である。
⑻　本工事は、申請時に技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。
⑼　本工事は、低入札価格調査制度の対象外の工事である。
⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りでない。(詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照))
２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合
「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の電気工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（電気工事）であること。以下同じ。)であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の電気工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（電気工事）であること。以下同じ。)であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。
⑷　施工実績　平成11年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。なお、求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)
・単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績１　１トンネルあたりの延長が4,300m以上で二車線以上の道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事。
求める実績２　断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路）における交通規制内での工事
※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績は除く。
・特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１　１トンネルあたりの延長が2,100m以上で二車線以上の道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事。
求める実績２　断面交通量が５千台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路）における交通規制内での工事
※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績は除く。
⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に建設業法に基づき配置できること（建設業法第26条３項に該当する工事においては、主任(監理)技術者は専任で配置)。
①　主任（監理）技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気工事業）に係る資格を有すること。
④　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する